

公益社団法人秦野市シルバー人材センター正会員の入会
承認手続きに関する要綱

(平成24年4月27日施行)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款第6条のうち、正会員の入会承認に関する具体的な事務手続きについて定める。

(入会承認手続き)

第2条 公益社団法人秦野市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)に正会員として入会を希望する者(以下、「入会希望者」という。)の入会承認に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入会説明会の受講
- (2) 入会申込書等の提出及び書類の確認
- (3) 理事会における承認
- (4) 入会承認の結果通知
- (5) 接遇研修会の受講(外部講師)

(提出物)

第3条 入会希望者は、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 入会承諾書
- (3) 配分金の振込に関する書類
- (4) 会費の口座引落しに関する書類

(会費等)

第4条 入会希望者は、入会申込時に次の各号に定める会費等を納めなければならない。

- (1) センター会費規程第2条に定める正会員会費
- (2) シルバー保険の一部負担金
- (3) ふれあい倶楽部会費

2 納められた会費等は一時預り金とし、入会承認後に会費等として入金処理をする。

(入会承認条件等)

第5条 理事長は、入会申込書を専決処分し、その結果を次回の理事会に報告し、承認を求めるものとする。

2 次の各号に掲げるすべての条件を満たした者に限り、入会を承認するものとする。

(1) センターの目的に賛同していること。

(2) センターの事業を理解していること。

(3) 秦野市内に居住していること。

(4) 60歳以上であること。

(5) 健康であること。

(6) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望していること。

(7) 反社会的な活動を行う団体又は構成員あるいはこれに準ずる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当する者でないこと。

3 センターは、入会承認の結果を低廉かつ確実な方法で入会希望者に対して、通知するものとする。

(接 遇 研 修 会)

第6条 入会者は、就業の有無に関わらず、必ず接遇研修会を受講しなければならない。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、入会承認手続きに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。